増刊号
行政書士とうきょう
プエンテ
2021 Vol.12

行政書士のお仕事をご紹介!

行政書士の取扱説明書

付録
“もしも”の時のお役立ち
家族が亡くなった時の手続きリスト

行政書士を上手に使いこなそう

かわいいネコちゃんたちと一緒にネコカフェをオープンしたい

■デジタル遺産ってどうすればいいの?
■「特定技能」外国人労働者の新しい可能性
■古物商を始めるには? etc.

Puente

東京都行政書士会

プエンテ [Puente]

行政書士とうきょう 増刊号 2021 Vol.12

CONTENTS

p. 1 **ごあいさつ**

p. 2 **01. ペットカフェ** かわいいネコちゃんたちと一緒に、ネコカフェをオープンしたい

p. 4 **02. デジタル遺産** デジタル遺産ってどうすればいいの？

p. 6 **03. 深夜酒類提供飲食店** 深夜酒類提供飲食店ってどんなお店？

p. 8 **04. 特定技能** 在留資格「特定技能」ってなに？ 誰に聞いたらいいのかな？

p.10 コラム **外国人業務エピソード集** 日本で暮らす外国人が幸せになれるように行政書士がお手伝いをします

p.12 **05. 化粧品製造販売** 海外ブランド化粧品を輸入販売するにはどうしたらいいの？

p.14 **06. 著作権** 権利者が誰かわからない著作物を利用するにはどうすればいいの？

p.16 **07. 産業廃棄物** 産業廃棄物収集運搬業ってなんだろう？

p.18 **08. 宅地建物取引業** 不動産屋さんを始めるにはどうしたらいいの？

p.20 **09. 古物商** 古物商を始めるには？

p.22 **10. 遺言・相続** お世話になった人に、私の“財産”を残したい！

p.24 **円満離婚** 離婚専門行政書士にインタビューしました

p.26 **定款認証** 公証人に聞いてみました

p.28 **事業者支援** 新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援を紹介します！

p.30 **空き家対策** 東京都行政書士会は『空き家対策』をサポートしています！

p.32 **キャリア教育** 法教育の一環で小学校に出前授業に行ってきました

p.34 **付録 “もしも”の時のお役立ち** 家族が亡くなった時の手続きリスト

p.38 **無料相談会のご案内**

p.40 **行政書士制度70周年を祝して** 東京都行政書士会 会長 常住 豊

行政書士を上手に使いこなそう

行政書士の取扱説明書（トリセツ）

■ごあいさつ

今回の『プエンテ』は前号に引き続き「行政書士の仕事」にスポットを当てています。
「行政書士の仕事」は書類の作成がメインとなります。依頼者の話をよく聞き、理解し、素早く、正確な書類を作ることが要求され、そのための実地調査や図面の作成等も重要です。私は行政書士という仕事柄、多くの方と会って話をする機会があります。最近はコロナ禍の影響もあり、以前に比べれば少なくなりましたが、やはり直接会って話をしないと分からないことが結構あります。「行政書士の仕事」はただパソコンの前に座っていればできるものではなく、なかなか奥深いものがあります。
その「行政書士の仕事」を皆さんに知っていたたくための一つのツールとしてこの『プエンテ』を作りました。
『プエンテ』とはスペイン語で「橋」という意味です。今、手に取っていただいた『プエンテ』には「行政書士の仕事を少しでも多くの方に知っていただきたい」という東京都行政書士会広報部一同の思いが込められています。この『プエンテ』が皆様と行政書士の「架け橋」となることを願ってやみません。

東京都行政書士会 広報部長　榎本 晃

01 かわいい ネコちゃんたちと一緒に、 ネコカフェをオープンしたい

どんな人が相談してくるの？

動物が好きで、動物と触れ合うことができるお店をつくりたい人が相談にきます。

相談のときに決めておいてほしいことは？

「第一種動物取扱業」の登録が必要となるため、「動物取扱責任者」を決めておいてください。例えばペットカフェでの実務経験がある人や、高校や大学で畜産学や獣医学などを学んだ人が、「動物取扱責任者」になることができます。さらに、大家さんの承諾や、お店の調理場にネコちゃんが入らないような構造設備、ネコちゃんたちの休憩スペースなども事前に考慮しておいてください。

ペットカフェをオープンするには、一般的には、
「飲食店営業許可※」と
「第一種動物取扱業の登録」が必要となります。

※缶コーヒー、ペットボトル飲料のみを販売する場合には、
飲食店営業許可は不要です。

第一種動物取扱業とは

有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為のことをいいます。
第一種動物取扱業には、7種類の区分があり、ペットカフェは「展示」に該当します。

種別	業の内容	業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル、映画等のタレント、撮影モデル
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、乗馬施設、ペットカフェ
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを行う業	会場を設けてのペットオークション
譲受飼養	動物を譲り受けて飼養する業	老犬ホーム、老猫ホーム

準備してもらいたいものは？

飲食店営業許可に必要となる食品衛生責任者や動物取扱責任者の資格がわかる書類や、賃貸借契約書、お店の図面などの書類をご準備ください。

行政書士がやることは？

お店の図面やレイアウトを見て、ペットカフェをオープンできる構造や設備であるのかをチェックします。その上で適切なアドバイスを行い、オープンに必要となる各種書類の作成と提出を行います。

第一種動物取扱業の登録申請の流れ

1. 「動物取扱責任者研修」の課程を修了した者を「動物取扱責任者」に選任する
2. 登録の申請
3. 施設の検査
4. 登録証の交付
5. 営業または広告の開始

年に1回以上、動物取扱責任者研修を受講しなければいけません。
また5年ごとに登録の更新手続きをする必要があります。

いろいろなペットカフェがあります

ペンギンと一緒にかき氷が食べられるカフェがオープンするのをお手伝いしたことがあります。そのペンギンカフェに長蛇の列が出来ているのを見て、お手伝いできて良かったなぁと思いました。

最近では、遺棄されたネコを保護し、その保護ネコを展示・販売する保護ネコカフェなどもあります。社会問題にもなっているペットの遺棄の解決方法のひとつとして注目されています。

02

デジタル遺産って どうすればいいの？

デジタル遺産とは

故人のパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に保存されたデータや、オンライン上のSNSアカウント、ネットバンキング、仮想通貨等を指します。近年、IDやパスワードが分からず解約ができないケースや、そもそも遺産の存在に気付かないケースなど、トラブルが増加しています。

死後事務委任契約とは

亡くなった後の葬儀埋葬や死後の諸手続きを生前に第三者に委任する契約をいいます。身寄りのない方や子供のいない夫婦に多く活用されています。

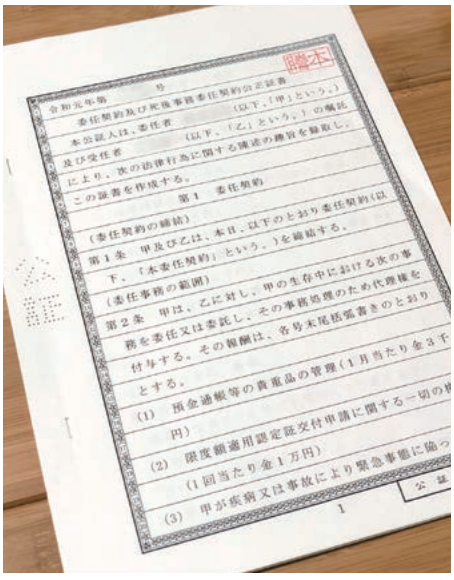

死後事務委任契約公正証書

「死後事務委任契約」で対策できます。

自分が亡くなった後のデジタルデータの消去や、オンラインサービスの解約等を、死後事務委任契約で第三者に委任しておくことができます。

どんな人が相談してくるの？

個人のデジタルデータ保有量は飛躍的に増加しており、生活に切っても切り離せないものになっています。下記のように様々な理由でご相談にいらっしゃる方がいます。

- デジタルデータが漏洩しないように完全に処分してほしい
- 死亡後にSNSアカウントを削除したい
- 課金サービスを解約、清算する必要がある
- 業務上のデータを取引先やビジネスパートナーに引き継ぎたい
- 写真や動画などのデータを親しい人に引き継ぎたい

高齢者が多そうに思えますが、相談者の6割が40～50歳代です。

準備してもらいたいものは？

デジタル遺産のリストを作ってきていただけると助かります。リストが無い場合や、リストに漏れているデジタル遺産がある場合でも、デジタルデータやサービスの利用状況についてチェックリストをもとに丁寧にヒアリングいたします。

行政書士がやることは？

1. ヒアリング
2. 課金サービスや経済的価値のあるデータの精査、抹消するデータ・引き継ぐデータの検討
3. データ、アカウントへアクセスする方法や引き継ぎ方法の検討
4. 死後事務委任契約の締結
   ※公正証書がおすすめ
5. 本人の死後、契約内容に基づいてデジタル遺産の処理を行います

各サービスの利用規約も調査！

パソコン内のデータは、消去だけでなくハードディスクを物理的に裁断します

苦労したことはありますか？

死後事務委任契約は、デジタル遺産だけではなく、葬儀や埋葬について相談されることがあります。散骨を依頼されたケースでは、ご本人が親族に希望を伝えていなかったため、親族が散骨をすぐには受け入れられずに、感情的な言葉をぶつけられました。親族とも時間をかけて向き合い、散骨に参列してくれた時には「気持ちの整理ができた」と言っていただけました。

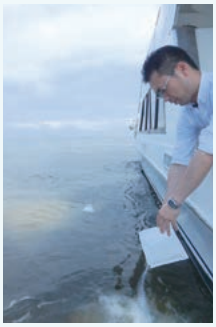

03 深夜酒類提供飲食店ってどんなお店？

どんな人が相談してくるの？

これからバーや居酒屋を始めたい人や、既に飲食店を始めているけれど営業時間を午前0時以降に変更したい人です。

相談のときに決めておいてほしいことは？

これからお店を始める場合は、まず飲食店営業許可を取得する必要があります。個人で開業するか、法人で開業するかをまず決めておいてもらう必要があります。お店の名称も決めておいてもらえるとスムーズです。たまに占いで店名を決める、というお客様もいらっしゃるのでそういう方は店名を決定するのに意外と時間がかかります。

届け出不可のエリアもあるので、できれば店舗物件を借りる前にご相談ください！

午前0時から午前6時までの深夜も
お酒を提供できる飲食店です。

イメージとしてはダーツバーや居酒屋です。ラーメン屋や寿司屋、ファミリーレストランのように通常主食と認められる食べ物を提供する飲食店は、深夜に酒類を提供しても対象外です。

準備してもらいたいものは?

飲食店営業許可申請から始める場合には「食品衛生責任者」になれる調理師免許状等、店舗の賃貸借契約書、店舗内装図面、会社で申請する場合は登記事項証明書・定款を準備していただきます。

行政書士がやることは?

まずは、店舗の住所をもとにその店舗が入っている建物所在地の用途地域を調べます。住居系の用途地域内にその建物が建てられている場合には、深夜酒類提供飲食店営業の届出はできません。

飲食店営業許可申請から始める場合、許可が取れる構造設備である二槽シンク、手洗器、湯沸器、冷蔵庫、戸棚、調理場入口のドアがあるかどうかを確認します。

深夜酒類提供飲食店は客室内の見通しを妨げる間仕切りなどがないかどうかを確認します。また、客室が2室以上ある場合には1室の面積が9.5㎡以上なければなりませんので、その面積要件を満たすかどうかをまず計測して確認します。

届出ができる場所であり、構造設備も要件を満たしていることを確認後、店舗内の計測をしたり、テーブル、イス等の配置を確認したり、照明音響設備をチェックしたりします。

それらのデータを元に営業所平面図、営業所求積図、客室・調理場の求積図、照明音響設備図を作成し、営業届出書を作成します。

営業上の注意点

深夜酒類提供飲食店は「接待」ができません。お店のスタッフがお客様の話し相手をしたり、カラオケでデュエットしたりする行為は接待にあたります。警察の「立入り調査」で接待行為をしていることが見つかると無許可の風俗営業となり、最悪逮捕されて罰金を支払うことになってしまいます。

また、深夜の時間帯に遊興をさせる(ショーを見せたり聴かせたりする、モニターなどでスポーツ観戦をさせてチームの応援を呼びかける、ダンスフロアーでダンスを踊らせる等)には別の許可(特定遊興飲食店営業)が必要です。

深夜酒類提供飲食店営業で可能になるのは、あくまでも午前0時から午前6時の時間帯に酒類を提供する飲食店営業のみです。

04 在留資格「特定技能」ってなに？誰に聞いたらいいのかな？

どんな方から相談されることが多いですか？

就労系全般の在留資格については、個人事業主から上場企業まで、事業の規模に関わらずご相談をいただきます。雇用主や採用担当者から、雇用に至った経緯を伺い、職務内容等の事実確認を行いながら、手続きの進め方を検討していきます。

また、外国人同士や日本人と結婚された方から身分関係の資格変更等の手続きのご相談も寄せられますが、その際は、依頼人ご本人だけでなく、お相手の方やご親族などの関係者ともコミュニケーションをとりながらヒアリングし、事実関係を審査側に説得力をもって伝えられるようサポートさせていただいております。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によって運用されている在留資格の「特例措置」に関してのご相談を受けることもあります。

「特定技能」とは、2019年4月に新たに創設された在留資格※です。日本の人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。現在、外食や農業、介護、建設など、14の産業分野での活用が認められています。

国際業務の専門家「行政書士」に聞いてみよう！

※在留資格…外国人が日本で生活するため、必要とされている入管法で定められた資格

行政書士は何をしてくれますか？

一般的な手続きの流れは、次の通りです。

1. ヒアリング
2. お見積もり
3. 手続きに関する委任契約（受任）
4. 必要資料のご案内
5. 書類の作成
6. 提出書類の確認
7. 各出入国在留管理局へ申請
8. 結果の受領
9. 結果のお渡し（業務完了）

手続きの中でも、私たち行政書士が一番大切にしていることは「ヒアリング」です。

受入企業が一人一人の外国人を生活者として受け入れられる体制ができているかどうかや、抱えている不安や問題点なども含めて伺い、専門家の立場からサポートしていくのが行政書士です。

専門家に依頼するメリットは何ですか？

「特定技能」は、外国人本人が満たすべき要件の他、受入可能な産業分野や業務内容、受入企業に求められる労働環境・雇用契約内容、外国人支援を行うための計画の基準、外国人の母国間との協定など注意しなければならない点が多くあります。また、特定技能外国人受入後には、法定帳簿の管理や、3ヶ月に一度の受入・活動・支援状況の定期的な届出、雇用契約変更時の届出など、継続的に行わなければならない事務作業も義務付けられており、企業の担当者や外国人自身が正しくルールを理解し、手続きを行うには大変な労力と時間が見込まれます。

こうした新制度において、依頼人のニーズにいち早く、的確に対応ができるのが入管業務の専門家である「行政書士」です。私たち行政書士は、相談にくる方々の「わからない」を丁寧に聴き、コミュニケーションをとりながら問題を見つけて解決に導くサポートをします！

そうだ、行政書士に相談しよう！

“相談者との信頼関係を築くプロ”である行政書士だからこそ、外国人・受入企業に対して中立的な立場で関わることができます。そして、専門的知見をもって、法令違反やトラブルを予防し、外国人の方々が安心して日本で生活するためのアドバイスや手続きのサポートをすることができます。

外国人の皆さんの未来、そして、日本の多文化共生社会の実現を支える「行政書士」に相談してみませんか？

外国人業務エピソード集

日本で暮らす外国人が幸せになれるように行政書士がお手伝いをします。

エピソード1 待機期間中に在留期間が！

このコロナ禍で、なかなか日本に再入国できずにいた外国人の方が、やっと入国できたのですが2週間の待機期間をしっかり守ったところ、その間に在留期間が過ぎてしまったということがありました。
その方は、永住資格の申請を行っていたので更新申請をしていなくても大丈夫だと思い込んでいたようです。ただ、とてもまじめな方で国の要請を守っていたことによって在留期限が切れてしまったということなので、行政書士が一緒に入管に行って事情を説明し、何とか在留期間更新許可申請が無事受理されました。
何かあったときにはまず、信頼できる専門家に相談することをおすすめします。

エピソード2 無国籍の子供を減らしたい

日本人男性と外国人女性の間に日本で赤ちゃんが生まれました。
外国人女性の在留資格がなかったため、赤ちゃんも役所に出生届を提出することが出来ず、このままでは無国籍となってしまいます。
行政書士が相談を受け、無国籍状態であった赤ちゃんは日本国籍を取得し、更に、お母さんの在留資格も取得することが出来ました。
専門家がお手伝いすることによって、無国籍のお子さんを一人でも減らすことができたら何よりです。

エピソード3 勘違いでオーバーステイ？！

在留資格変更申請の場合や在留期間更新申請の場合には、在留期間内に申請すれば審査期間中に在留期限が過ぎても従前の在留資格で適法に日本に在留することができます。しかしながら、日本に短期滞在などで滞在中に在留資格認定証明書交付申請をした場合には在留期限内に日本から出国しなければオーバーステイになってしまいます。

そういった説明をしたにもかかわらず、在留期限が過ぎているのに日本から出国せずに結果を待っていたお客様がいました。この方はとっても素直な若い女性でしたが、説明された意味がよく理解できていないまま相槌を打っていたようです。

在留資格認定証明書が交付されたので連絡先になっていた日本人の知人の方に在留資格認定証明書の送付について指示を仰ごうと連絡したところ、申請人は日本に滞在しているとのことで大慌て！

翌日、行政書士が本人と共に入管に出頭して相談カウンターで結果が出るまで日本に滞在できると誤解していた旨事情を説明したところ、在留期限を過ぎているのが1週間程度だったおかげか短期滞在の在留資格を更新してくれたので何とかオーバーステイにならずにすみました。

但し、特別受理というスタンプはパスポートに押されていますし、在留状況が悪いものになったことは否めません。

入管業務では、外国人であるお客様が説明を理解しきれておらず思い込みで行動していることが原因でギョッとすることがあります。

説明された内容を理解しづらいときは、そのままにせずその場で確認するように心がけてください。

エピソード4 しっかり説明できないと大変なことに！

日本の大学を卒業した外国人が、映像を制作して納品する委託業務契約を企業と交わしていました。

ところが本人の説明不足により在留期間更新許可申請が不許可になったことで、帰国するための「出国準備」の在留資格になってしまい、帰国を余儀なくされてしまいました。

このままでは委託業務に支障が出てしまうため、本人も企業も困惑していたところ、行政書士が相談を受け、重要な部分の説明と立証資料の準備をして再申請し、無事に在留資格を取得して帰国することなく再び業務を行えるようになったのです。

ある日の夜…

エピソード5 日本で起業するときも、まずは行政書士に相談を

日本の企業に勤めていた外国人の方が自分の夢をかなえるために起業をしたいということで、行政書士がお手伝いをしました。新規設立する会社の定款作成から資本金の調達方法の検討、事務所を借りる時の契約の立ち会い、事業計画の作成等依頼者と何度も話し合いながら進めていった結果、無事在留資格の変更が認められました。外国人の方に限らず、起業時には代表者の方がやらなければいけないことがたくさんあります。早い段階から行政書士が関わることで「余計な心配をせずに起業のための準備ができた」と依頼者から感謝の言葉をいただきました。

05 海外ブランド化粧品を輸入販売するにはどうしたらいいの？

「化粧品」とは？

法律上の化粧品とは、人体を清潔にしたり魅力を増したり皮膚や毛髪を健やかに保ったりするために身体につけるもので、その作用が「緩和なもの」とされています。ですから、作用が緩和でない、例えば「美白」・「薬用化粧品」といった商品は「医薬部外品」であって、「化粧品」ではありません。

関係法令の深い理解が必要です。

豆知識 成分表示の順番が違うだけで回収対象?!

化粧品は顔などのデリケートな肌等につける商品です。そのため成分の表示や広告にも厳しいルールがあります。
例えば、含まれる成分は全てを、原則として配合量の多い順に表示する必要があり、その並び順が違うだけでも回収の対象となるんですよ！

「化粧品製造販売業許可」を得る必要があります！

日本市場に流通させるためには「化粧品製造販売業許可」が、製造行為を行うためには「化粧品製造業許可」が必要で、それぞれ要件が異なります。

行政書士は何をしてくれますか？

扱いたい製品・販路・パッケージ・名称などの詳細をヒアリングの上、打合せを重ねながら、取得すべき許可の種類に応じた申請書類・図面等を作成し、役所への申請を行います。スムーズな審査・許可取得のため、役所の実地調査の立会も行っています。

クライアントに合わせ、
許可後を見据えて申請計画を立てます。

とある行政書士の一週間

	AM	PM
月	□進行中案件の進捗管理・タスク整理 □HPからのお問合せに対応 ドクターズコスメを販売したいご希望	□クライアントと手順書作成のための打合せ □製品・販路・パッケージや販売名称等についてヒアリング
火	□東京都への新規許可申請に出向く □準備中案件の東京都への事前相談	□クライアントの組織・製品・業務フローに合わせたオリジナルの「手順書」を作成
水	□Zoomにて遠方のクライアントからのご相談 □役所の実地調査の事前打合せ	□許可更新にあたっての役所の実地調査に立会 ↓ 飛行機で九州に移動
木	□新規のクライアントと許可申請にあたっての打合せ	□化粧品製造所の現場確認 構造・設備・動線を確認 ↓ 飛行機で東京に戻る
金	□製造業許可申請のための、化粧品製造所の図面作成	□許可を取得したクライアントへの管理業務の教育指導・法令研修を行う

許可取得が新しいステージの始まり

実は、許可はスタートで、その後がとても大事だと思っています。例えば、許可申請の際に作成する品質管理・安全管理のための「手順書」をきちんと定め、安心・安全な商品を継続して供給することが事業の存続・発展には不可欠なのですが、「手順書」を形式的に作成してしまい、管理ルールが不十分で、更新許可が下りる状況にない・・・といった段階でご相談にいらっしゃる方も少なくありません。

法令を熟知した行政書士が、まずは新規申請の際に、製品・組織体制などをよくお聞きし、現地に出向きます。クライアントに見合った、かつ法令に沿った十分な内容の「活きた手順書」をクライアントと共に作成することが大事だと考えています。

そして、許可を得た後も安心して事業ができるよう、手引きをお渡ししたり、社員研修を定期的に行うなどし、クライアントと永いお付き合いをさせていただくことで事業の存続と発展を支えられると考えています。

06 権利者が誰かわからない著作物を利用するにはどうすればいいの？

著作物利用のポイントは？

他人の著作物を利用するには、原則として、「著作権者」や「著作隣接権者」の許諾を得る必要があります（著作権法第63条）。例外的に許諾が必要でない場合もありますが、自分の著作物に他人の作品中、あるページの数行を利用したいなどの際には、その他人の作品の該当する個所について「出所を明示」（同法第48条）したうえで、他人の作品であることが誰にでもわかるように「引用」（同法第32条第1項など）します。

どんな人が相談してくるの？

過去の入試問題を問題集に掲載して出版したいが著作者がわからない、過去のドラマをDVD化したいが出演者と連絡が取れない、また非正規雇用の職場で制作した自分の楽曲が勝手に改変されて使用されているなど様々です。また、そろそろ遺言書を作りたいが、自分の著作物の譲渡などについて遺言書に書けるか、またそのときにどのような手続があるか、といったご相談もあります。

著作権者不明等の場合の裁定制度を利用します。

権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができるようになります。この制度には著作物という我が国の文化的所産を守りながら、これらを後世に伝達することで、文化の発展に寄与したいという思いがこめられています。

準備してもらいたいものは?

権利者の所在などが分からない作品を利用したい場合には、どのような作品のどの部分を利用したいか、その現物をご用意ください。権利者の所在を捜索済であるときは、捜索の方法や捜索時の状況などのメモをご用意ください。遺言書にご著書の権利を譲渡することを盛り込みたいときも、その現物をご持参ください。

行政書士がやることは?

権利者の所在などが分からない作品を利用したい場合には、ご持参いただいた現物に基づいて、利用したい内容や劣化の状況、権利者の捜索の内容、利用料に相当する担保金の額の算定の有無などをヒアリングします。作品の劣化状況によっては修復業者をご案内することもあります。

遺言書にご著書の権利を譲渡することを盛り込みたい場合には、ご持参いただいた現物に基づいて、具体的な遺言書の内容などについてヒアリングします。

ヒアリング後、ご依頼される場合の報酬額(調査費用等を含む。)、登録免許税(収入印紙)の額などをお知らせします。遺言書にご著書の権利を譲渡することを盛り込みたい場合ですが、遺言書作成の前に、ご著書がご本人様のものであるかどうかを確認します。そのうえで、たとえば、ペンネームでの上梓であった場合には、実名を官報に告示するための申請手続を行う制度がありますので、事前にお知らせいたします。正式にご依頼となったときは、申請先の国の担当官に対して一報を入れますので、ここから権利者の捜索や手続等の着手ということになります。

行政書士からのアドバイス

権利者がいて所在も分かっていて、連絡もできているが、権利者からの許諾の表明がない場合(暗黙の非許諾)、残念ながら裁定制度には、この著作物の利用を救うすべがありません。

著作権は身近な制度ですが、著作物利用についての基礎的な考えをお持ちでないがゆえのご相談が多数あります。作品や作者に対して敬意を払い、そのうえで著作物を利用させていただくことが肝要です。

07

産業廃棄物収集運搬業ってなんだろう？

どんな人が相談してくるの？

すでに建設業や運送業など、何かしら事業を行っている方が相談にくることが多いです。元請さん（発注者から直接仕事を請け負った業者）から許可をとるように依頼された方や、中には「とりあえず許可が欲しい」という方もいたりします。

相談のときに決めておいてほしいことは？

「何」を運搬するかでそもそも許可が必要ない可能性もありますので、まずはこちらを明確にしておいてください。産業廃棄物に該当するものは「事業活動」に伴って生じた廃棄物であり20種類ありますが、これ以外は該当しません。

混同されやすいものの1つとして、一般的なオフィスからでる書類があります。これは産業廃棄物ではなく事業系一般廃棄物となります。20種類のひとつ「紙くず」は業種が限定されていて建設業、製本業、新聞業、出版業などから出される印刷くずや製本くずなどが該当するのです。

産業廃棄物の種類			
①燃え殻	②汚泥	③廃油	④廃酸
⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類	⑦紙くず	⑧木くず
⑨繊維くず	⑩動植物性残さ	⑪動物系固形不要物	⑫ゴムくず
⑬金属くず	⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		⑮鉱さい
⑯がれき類	⑰動物のふん尿	⑱動物の死体	⑲ばいじん
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			

一般的にゴミ（廃棄物）とは人間の活動に伴って発生したもので、自分で使用し、または他人に売ることができないため不要となったものです。廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた20種類のものだけが産業廃棄物に分類されます。

産業廃棄物収集運搬業とは、これらのゴミを収集運搬する業務です。

準備してもらいたいものは？

運搬する産業廃棄物が飛散したり流出したり、悪臭が漏れるおそれのない運搬車両と容器が必要です。具体的な運搬車両としては、ダンプ車やキャブオーバ、脱着装置付コンテナ専用車などがあります。

また、運搬容器の代表的なものはドラム缶やフレコンバッグがあげられます。

あと大事なこととして代表者または役員等が業の種類に応じた講習会を受けていることも必要です。

この「講習会の修了証」は申請の時に必要となります。

行政書士がやることは？

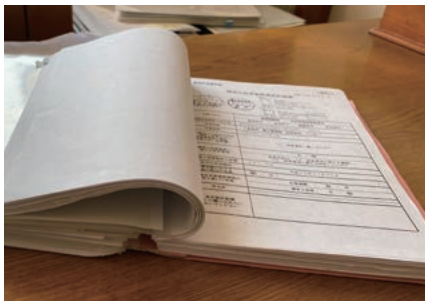

そもそも許可が必要なのかどうか、申請する場合、何が必要なのかをコンサルティングします。

排出場所から収集して処分場まで運搬するだけではなく、運搬途中に廃棄物を車から降ろして、一時保管と積替えを行う場合は「収集運搬業（積替え保管を含む）」の許可を受ける必要があります。この申請には調査やかなりの量の書類が必要になり、どんなに状況が整っていたとしてもご相談から許可取得まで、半年はかかります。「この場所で積替え保管施設ができるのか？」の事前確認から「必要な届出はなにか？」の事前調査も必要となり、これはお客様にとってはかなりのご負担だと思います。

行政書士は、設置場所の相談から行政との事前確認・事前協議そして許可申請まで対応します。

豆知識 自治体によって違う!?

平成29年より、法で定める許可申請書の様式が全国統一様式となりましたが、法で定めている様式以外は、各行政庁独自の様式が残っています。また様式が統一された書類に関しても、その具体的な記載方法等は許可行政庁によって微妙に異なり、審査官の対応もまちまちです。A都道府県は対応が大変丁寧とか、B都道府県はとても厳しいとか・・・。自治体によって大分違いますね。あと、新規許可申請の手数料は81,000円ですが、東京都の場合は申請当日に庁舎内の金融機関で納付します。他の多くの自治体では収入証紙というものを購入し、それで支払います。その証紙の販売場所ですが、役所に入っている銀行やコンビニエンスストアで買ったり、専用の窓口がある役所もあるのですが、申請を受け付ける場所と結構離れていたりすることがあります。なので「遠い」とわかっている場合は前もって購入してしまいます。ちょっとしたことですが、知っていることで時間や労力に余裕ができます。

08 不動産屋さんを始めるにはどうしたらいいの？

どんな人が相談してくるの？

不動産屋さん（業）を営みたい（土地や建物を売りたい・買いたい、部屋を貸したい・借りたいなどの人たちの代理または媒介を業として行う）という方が対象です。ちなみに大家さんから依頼を受けて行うアパートやマンションを貸す際の仲介（入居者募集など）は宅地建物取引業に含まれますが、大家さん自らが入居希望者に貸すこと（貸しビルやアパート経営をすることなど）は宅地建物取引業の規制対象の業務ではなく、免許を受ける必要はありません。

宅地建物取引士とは

土地や建物など不動産の取引に関する実務および法律上の専門知識を持ち公正かつ誠実な取引が行われるよう法に定める事務（重要事項の説明等）を行う、国家資格者のことです。宅地建物取引業を営むには、事務所において「業務に従事する者」5人につき1名以上を設置しなければならないと法律で定められています。

正式には宅地建物取引業(宅建業)といい、「宅地建物取引業法」という法律の規制によって、国土交通大臣または都道府県知事の免許を受ける必要があります。

相談のときに決めておいてほしいことは?

免許を受けるには、さまざまな要件を満たす必要があります。

①欠格事由に該当しないこと

破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない場合、心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合や過去に宅地建物取引業の免許を取り消された・禁錮以上の刑又は宅地建物取引業法違反等により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合などにあたります。

②事務所の形態が整えられていること

宅地建物取引業は扱う金額が大きく、顧客の個人情報など、セキュリティなどにも充分に配慮する必要があるため、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所と定められています。たとえばショッピングセンターのイベントスペースといったような一時的な場所ではできません。

③宅地建物取引士を設置していること

これらの要件を満たすために、どんな場所で営業したいのか必要な人材は確保されているかなど相談者のご希望や状況を詳細に伺うようにしています。

準備してもらいたいものは?

本人確認書類(運転免許証など)・住民票・身分証明書(日常的に意味する身分証明書は、運転免許証や社会保険証などのことを指していうことが多いですが、ここでいう「身分証明書」は禁治産・準禁治産、成年後見の有無、破産の有無を証明する本籍地の市区町村の長が発行する公的な証明書のことです)・登記されていないことの証明書(主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので東京法務局で発行されます)・営業所予定場所の契約書・間取り図面や設置する専任の宅地建物取引士証などをお願いしております。

行政書士がやることは?

最初の相談時より更に詳細なお話を伺っていきます。そこで申請をするための要件を満たしているのか、満たしていない場合にはどうすればよいか、それには何が必要なのかを検討していきます。依頼者の状況によっては申請先の行政との事前確認や事前協議を行います。その後、免許申請に必要な書類の作成・必要書類(添付書類)の収集・事務所写真の撮影・申請書類の提出・書類受付後、審査の期間は「30～40日」で免許通知が届きますので営業保証金の供託を行うか、保証協会へ(加入手続きの代行)弁済業務保証金分担金の納付を行うことにより、宅地建物取引業の免許証が交付され、宅地建物取引業をスタートすることができます。

嬉しかったエピソード

宅地建物取引業免許はその個人・法人に対し交付をされるもので、相続、譲渡、交換、売買などの対象にはなりません。以前、個人で免許取得のお手伝いをさせていただいた依頼者が法人成りをしたいとのことで免許を切らさないように手続きをして感謝されたことや、関与している顧客が営業所や人を増やして、規模が大きくなるのを見るのはとても嬉しいです。依頼者には、一般市民と接する「住」を担う者としてのモラルを持って不動産業を営んでいただけたらと願っています。

行政書士は「宅地建物取引業免許」手続きの専門家です。ご不明な点がありましたらどんなことでもご相談ください。

09 古物商を始めるには？

どんな人が相談してくるの？

独立開業をする方や個人事業者や法人の新規事業として古物商を考えている方が相談に訪れます。シェアリング志向と環境意識の高まりで中古品に対する抵抗感が少なくなったこととオンライン取引も可能なことから、古物商のニーズが高まっているのではないかと感じています。

古物とは

一度使用された物品、使用されない物品で使用のために取引されたもの、または、これらの物品に幾分の手入れをしたものです。

相談のときに決めておいてほしいことは？

古物商をするお店で主に取り扱おうとする古物を決めておいてください。古物商の許可申請にあたっては、美術品類、衣類、自動車、書籍など13品目の中から、主に取り扱おうとする古物を決めておく必要があります。許可後に、この主に取り扱う古物を記載した標識を営業所の見やすい場所に掲示することになります。また、営業所ごとに業務を適正に実施するための管理者を一人選任しなければならないので、管理者になる方を決めておいてください。

古着屋、古本屋、中古車販売など
古物を売買するお店（古物商）を始めるには、
「都道府県公安委員会の許可」を受けなければ
なりません。

準備してもらいたいものは？

法人で古物商の許可申請をする場合には、定款と登記事項証明書を用意してください。定款と登記事項証明書には、申請にあたり、行政書士がヒアリングしたい法人の情報が記載されています。特に古物商の許可申請をする際には、法人の定款の目的欄に「古物営業を営む」旨が記載されている必要があります。また、法人の場合、取締役など役員の情報を記載する必要があるので、情報の収集などのため、役員の確認をします。

行政書士がやることは？

その事業に古物商の許可が必要かどうかの確認をします。「古物を買い取って売る」というのが典型的な許可が必要なケースですが、「古物を買い取って使える部品などを売る」「古物を買い取らないで、売った後に手数料を貰う（委託販売）」などのケースも許可が必要になります。一方で、「自分のものを売る」というケースでは許可は必要ありません。ヒアリングをした結果、古物商の許可が必要なかったというケースも結構あります。

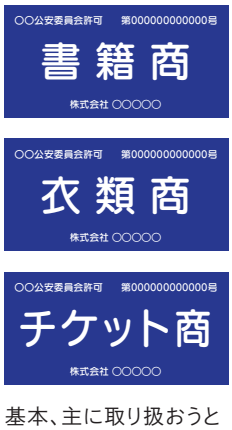

基本、主に取り扱おうとする古物を記載します。

許可取得後も大切なことがあります

古物商は許可を取得すれば、それで終わりではなく、古物商の標識の掲示や取引内容を帳簿に記載するなど様々な義務があります。古物商について定めている古物営業法の規制目的は、窃盗などの犯罪の防止と被害の迅速な回復にあります。そのため、古物商の許可を取得後も古物商に課せられた義務をしっかりと守り、営業をしていくことが肝要となります。

10

お世話になった人に、私の“財産”を残したい！

公正証書遺言 作成までの流れ

1. 作成したい遺言内容や家族構成についてヒアリング
2. 資料の収集（不動産の登記情報や戸籍・住民票等）
3. 遺言案文の作成
4. 公証人との調整
5. ご本人に遺言案文を確認いただき、必要な場合は何度でも修正
6. 公証役場で遺言作成

遺言を作成したいのですが何をどうしたら良いか全然わからなくて‥どうすればいいのでしょうか？

相談者

相談・資料収集・案文作成

自分で書くこともできますが、確実に意思を実現したいと思うなら、私たちが案文づくりをお手伝いします。
まずはあなたの想いをお聴きしてもよろしいでしょうか？
それと、今日は何か参考となる資料はお持ちですか？

行政書士

公正証書作成
- 内容の確認
- 確認資料の準備
- 案文の作成と公証役場との各種調整
- 公正証書作成

事前調整・遺言作成

公証役場

公証役場

「遺言」で、あなたの想いを実現しましょう。

「私の生前の想いを実現して欲しい！」そんなあなたの想いをかなえる手段が遺言です。遺言を書くことにより法定相続分以外の分け方や、法定相続人以外の第三者に財産を残すことも可能です。私たち行政書士は、あなたに寄り添い、相談者の「どうやって作ったらいいの？」にお応えします！

準備してもらいたいものは？

通帳や財産内容の分かるもの、不動産がある場合は、市区町村から送られてくる固定資産税の納付書に添付される課税明細をご準備ください。その他遺言の作成には、不動産の登記情報や出生まで遡る戸籍・住民票等が必要ですが、それら面倒な資料収集は、行政書士が代行いたします。

行政書士がやることは？

遺言の内容は、ご本人の希望をヒアリングして案文を作成いたしますが、遺留分や予備的遺言、「付言事項」などなるべく争いにならないような内容になるようにアドバイスいたします。「付言事項」とは、いわゆるメッセージなので、そこに書かれた内容に法的拘束力はありませんが、付言事項に感謝の気持ちや遺言を書いた想いを書くことによって気持ちが伝わり、遺言をした人の意思が尊重されやすくなることもありますで、大事なことかもしれません。さらに詳しく知りたい方は、あなたの街の行政書士に相談してください！

離婚専門行政書士にインタビューしました

円満離婚って ほんとうにできるんですか？

事例：こどものいる夫婦の離婚

**夫婦それぞれの幸せ、
こどもへの変わらぬ愛情を
確保する視点を提供し、
その実現をサポートするのが
離婚専門行政書士による離婚業務です。**

■ 円満離婚のメリット

離婚の約90%が協議離婚、協議離婚が成立せず家庭裁判所で調停離婚になる方は約9%、調停でも話がまとまらず裁判で決着をつける離婚は全体の約1%と言われています。
行政書士が関わり、しっかりと話し合い双方が納得し、文書で取り決めができた場合の協議離婚は、その後も円満な関係を維持できることが多く、離婚を「幸せになる選択肢」として受け入れることができます。
離婚専門行政書士の多くは、夫婦カウンセラーなどの資格を持ち、夫婦のタイプに合った話し合い、取り決め内容の提案ができます。

●離婚の種類

協議離婚	・**夫婦間の協議**により成立（全体の約**90%**）
	協議離婚と調停離婚は夫婦間の話し合い
調停離婚	・**家庭裁判所の調停**により成立（全体の約**9%**）
裁判離婚	・**家庭裁判所の裁判**により成立（全体の約**1%**）

■ こどもの成長をずっと見守ることができる

養育費の支払いは、こどもが社会人になるまで続きます。別居親がいつでもこどもに会え、こどもが両方の親から愛情を注がれ成長する環境には、両親の信頼関係が必要不可欠です。
夫婦は離婚しても、こどもの両親として新しい人間関係が構築できることも円満離婚の特徴です。

■ 離婚専門行政書士のできること

まずは十分にお話をお聞きしながら一緒に、「幸せになるゴール」を見つけていきます。この段階では修復の可能性も諦めません。
その後、離婚することが決まったら、取り決め事項、個別具体的な文例集のご案内、ライフプラン表の作成、取り決め事項のまとめ、公証人との打ち合わせ、公正証書の受取代理、離婚届の用意、離婚届の証人欄の記載、離婚後の手続きのご案内と順次進めていきます。

養育費保証制度

離婚後、養育費を支払い続けている方が、全体の25%未満ということが問題となっています。そのため、支払側と受取側の間に立って安定的な支払いを維持する仕組みができました。

離婚専門行政書士が中心となり、ひとりでも多くのこどものためにと東京都に働きかけ、都道府県では東京都が初めて2020年から予算をつけました。都内自治体が養育費保証制度を導入すれば、その予算を活用することができます。

国も養育費支払いに関し、取り決め義務化など法改正の検討が始まりました。

●養育費確保を支援する事業イメージ

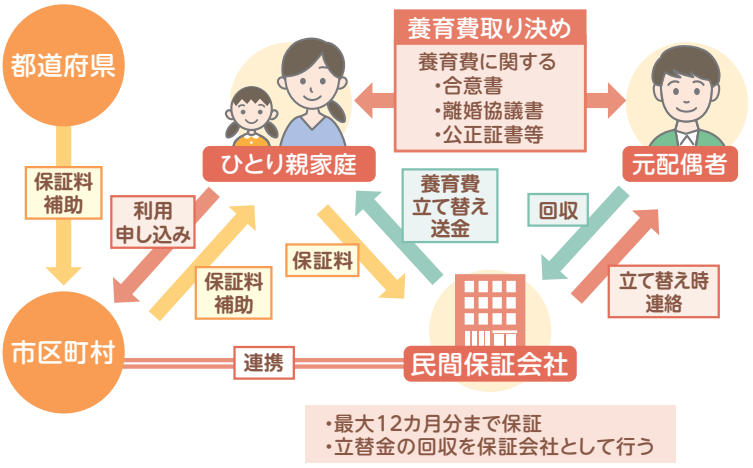

●離婚後の子の養育に関する各国の違い

国	共同親権の原則	裁判所の関与	特徴
日本	×	△（条件付）	裁判所での取り決め、公正証書のある場合のみ養育費支払履行勧告、強制執行。
アメリカ	○	○	行政による養育費徴収、別居親探し、滞納者の運転免許停止。
フランス	○	○	国税官による養育費公的取立、家族支援手当の立替給付。
ドイツ	○	○	養育費の省令の定めあり、不払いの場合児童手当と合算して立替給付。不払者の強制金、拘禁あり。
スウェーデン	○	○	養育費補助手当立替給付。強制執行庁による義務者からの徴収。
オーストラリア	○	○	養育費不払は源泉徴収。取立援助。
韓国	△（条件付）	○	養育費2回以上不払は勤務先等から直接受取可。国による一時支援（最長9ヶ月）。

●養育費保証制度を実施している自治体

宮城県	仙台市	大阪府	豊中市
千葉県	船橋市		大阪市
	千葉市		八尾市
東京都	港区		大阪狭山市
	豊島区		茨木市
	小金井市		堺市
	西東京市		東大阪市
神奈川県	川崎市	兵庫県	明石市
	横須賀市		神戸市
愛知県	知立市	岡山県	笠岡市
滋賀県	湖南市	福岡県	飯塚市
			北九州市
			福岡市

2021年3月1日現在

●ワンポイント情報

離婚の取り決め等の話し合いには、家庭裁判所の調停申し立てが基本とされていますが、法務省の認定を受けた団体の「民間対話型調停（ADR）」の活用もできます。第三者を同席させ直接話し合うことにより、当事者同士で解決策を見つける方法です。

●公正証書のメリット

公正証書は、公証人が作成する公文書で、証明力があり執行力を有しています。離婚の取り決めを公正証書で作成するメリットは、約束内容に強制力を持たせることができるところです。

約90%が協議離婚、その中でも文書での取り決めをしていない方が半数以上と言われ、のちに養育費等が必要になっても相手に請求することは困難です。

行政書士の公正証書作成サポート、詳しくはお問い合わせ下さい。

公証人に聞いてみました

みなさんは「公証人（こうしょうにん）」ってご存知ですか。
「こうしょうにん」って聞くと、ドラマや映画などで出てくる
「交渉人」を思い浮かべる人が多いと思いますが、
全く別のお仕事をする人です。
今回は、JR神田駅の近くにある神田公証役場の公証人であり、
東京公証人会の会長でもある林正彦公証人に、
「定款の認証」についてお話を伺いました。

『公証人ってなんだろう』で検索すると
わかりやすい動画があるので、視聴してみてください。

神田公証役場 公証人
東京公証人会 会長
林 正彦 公証人

Q1 「定款の認証」と言われても、あまりイメージがわかないのですが、公証人による定款認証制度とはどんな制度なのでしょうか。

A1

まず「定款」とは、株式会社などの法人の基本的なあり方や仕組みが書かれているものです。
例えば、その会社がどのような事業を行うのか、会社の社長はどのように選ばれるのか、といった会社を運営する上での必要となる基本的なルールを定めているのが「定款」です。
公証人は、その「定款」の内容が法律に適合しているのかを確認します。そしてそのことを公に証明することが定款認証制度です。もっと簡単に言えば、会社のルールである「定款」がきちんとしたものであることを公証人が証明する制度です。

Q2 どうして公証人の認証が必要になるのでしょうか。

A2

例えば、ルールを守らない会社が悪いことをすると、みなさんが困るような事件や事故が起きてしまうかもしれません。そのような事件や事故が起こらないように、公証人は会社を設立する際に、会社の「定款」に書かれている内容の審査を行い、法律や規制に適合しているか、違反していないかどうかを確認しています。
日本に数多くある会社は、食べ物や商品を製造したり、販売したり、家を建てたり、サービスを提供するなどして、みなさんの日常生活や経済活動と深く関わっています。公証人は、そのような会社の設立に際して、その適切な設立の促進を担っております。

Q3 悪いことをするような会社ってあるのでしょうか。

A3

残念ながら、否定することはできません。例えば、犯罪によって得たお金を正当な取引などで得たお金と偽って資金洗浄（マネーロンダリング）ということをする会社や、テロ活動の活動資金を集めるような会社などが考えられます。公証人は、そのような会社を設立できないように適切な対応（FATF対応といいます。）を行うことで、社会に貢献しております。

Q4 なるほど。では全ての会社や法人は公証人の認証を受けているのですね。

A4

いえ、全てではありません。公証人による「定款の認証」が必要となるのは主に株式会社、一般社団法人、一般財団法人などの法人です。いわゆる持分会社と呼ばれている合名会社、合資会社、合同会社の定款には公証人の認証は必要とされていません。イメージとしては、より社会やみなさんの生活に影響を及ぼすことがありうるような法人を設立する際には、公証人による定款の認証が必要となると考えてください。

「定款の認証」が**必要となる法人**	「定款の認証」が**不要である法人**
株式会社 一般社団法人 一般財団法人 など	合名会社 合資会社 合同会社

Q5 では、株式会社を作るときは、公証人による定款の認証が必要となるのですね。具体的に定款を作る場合にはどうすれば良いのでしょうか。何か注意点はありますか。

A5

インターネット等で調べて、自分で定款を作成しても構いませんし、行政書士等の専門家に相談してみるのも良いかと思います。
行政書士が作成する定款は、内容が整っているので、公証人が認証する際に、その審査をスムーズに行うことができます。
また、行政書士に依頼をして定款を電子定款にすることで、定款の認証の際にかかる印紙代4万円の節約にもなりますので、その点は良い点かと思います。
「そうだ、行政書士に相談しよう!」「街の身近な法律家」といったキャッチフレーズのように、行政書士は気軽に相談できるみなさんの身近な存在ですからね。

東京都行政書士会の 新型コロナウイルス感染症に対する 事業者支援を紹介します！

事業者向けの協力金や給付金の申請サポート！

新型コロナウイルス感染症により国民の生活や事業は大きな打撃を受けましたが、その中で国・都・区市町村はそれぞれ生活支援・事業支援の施策を打ち出しました。
東京都行政書士会は「東京都感染拡大防止協力金」「持続化給付金」「家賃支援給付金」「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」等の申請手続きをサポートしました。
「東京都感染拡大防止協力金」及び「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」については専門家による事前確認制度が採られましたが、行政書士もその専門家の一員として活躍しました。
「持続化給付金」や「家賃支援給付金」では電子申請が原則となっていたため、行政書士の業務特性を活かし、電子申請に不慣れな事業者に代わって申請をし、給付金が迅速かつ円滑に行き渡るようにサポートしました。
また、東京都行政書士会のウェブサイトにはコロナ関連の申請サポートのための特設ページを開設し、情報提供をするとともに、市民相談センターが窓口となり事業者等からの無料電話相談を受けました。

行政書士が Go Toトラベル地域共通クーポン取扱店舗 登録申請をサポート!

Go To トラベル地域共通クーポンの導入による地域共通クーポン取扱店舗登録申請については行政書士専用の代理人欄が設けられました。こちらも国が推進するデジタル・ガバメント実現へ向け、行政書士が期待されていることの表れです。

どうして行政書士がサポートするの?

そうだ、行政書士に相談しよう!

「持続化給付金」「家賃支援給付金」「GoTo キャンペーン」などコロナ関連支援策に関する申請等のご相談はお近くの行政書士へ

事業者・国民のための(新型コロナウイルス感染症対策)無料電話相談窓口を開設しています。

日本行政書士会連合会

2020年7月8日発行
日本経済新聞(全国版)朝刊

行政書士は申請手続きの専門家です。役所に対する各種の許認可申請から契約書の作成、相続や外国人関係の手続きまで幅広い専門分野を持つ士業者です。行政書士が関与することにより不正な申請を排除することができます。また、行政書士は多種多様な経歴を持つ者が多く、地域に根ざした身近なよき理解者としても事業者のお役に立つことができます。今までの書面での申請に代わりこれからは電子申請の時代となるでしょう。行政書士はこれからも申請手続きのプロとして事業者とともに歩みます。

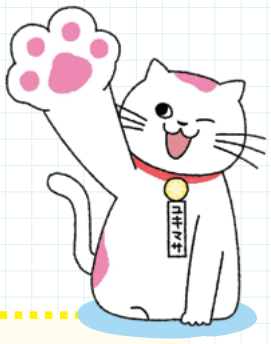

行政書士だけです!

知らない方が多いのですが、役所に申請する書類を作成し申請手続きをすることによって報酬を得ることができるのは行政書士だけです。* 例えば「持続化給付金」の申請でいえば、行政書士以外の者が報酬を得て申請フォームの記入、送信をすることはできないことになります。役所への申請手続きについては行政書士にご相談ください。

*個別の法律で規定されているものについては除かれます

東京都行政書士会は『空き家対策』をサポートしています！

東京都行政書士会は、東京都から「令和2年度　東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者として採択されています。
東京都行政書士会では、空き家対策特別委員会を設置し、セミナーや相談会・電話相談事業等を実施しています。

不動産を持ったら空き家対策！

不動産を持っていれば、みんな空き家になる可能性があります。不動産を取得するときから、10年後、20年後の計画を立てて、この物件が空き家になったらどうするかということを考える必要があります。
すでに空き家になってしまっている場合や、空き家対策といっても何をしていいか分からないという方は、東京都行政書士会にご相談ください。

セミナーや相談会等を実施しています

●ご相談事例

事例1　子供がいないご夫婦のケース

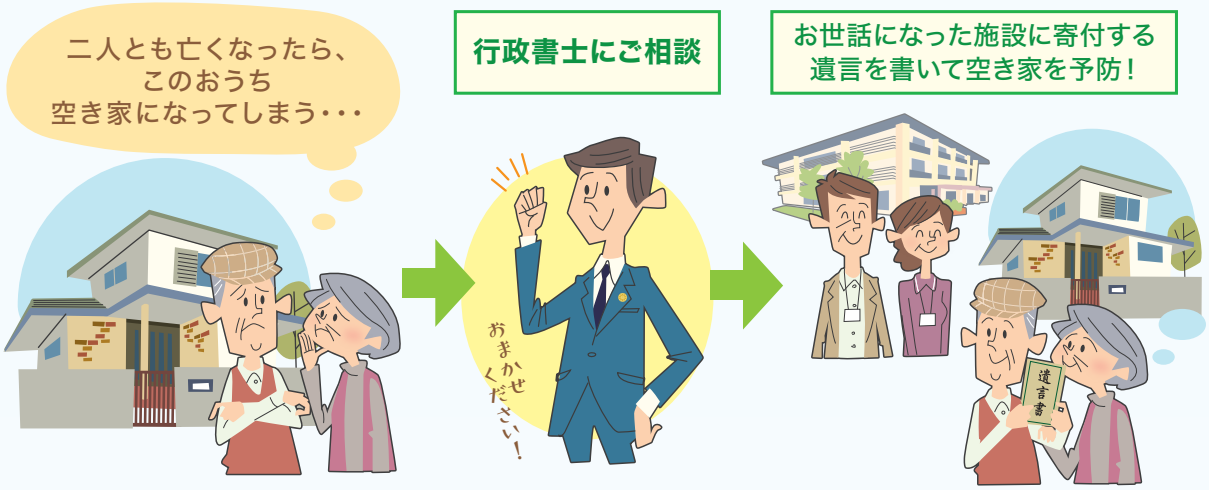

事例2　実家が空き家になってしまったケース

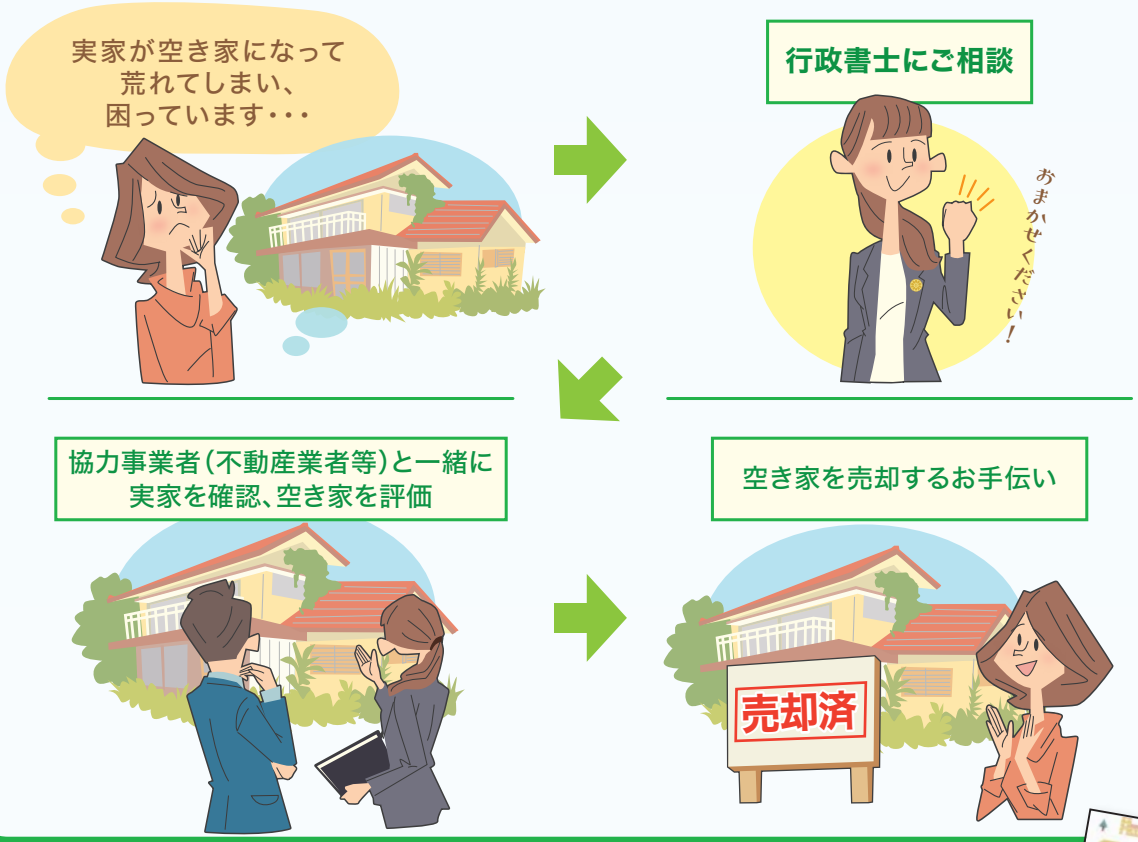

「家」とくらしの未来
～ 2020あなたの家を空き家にしないために ～ を発刊しました。
ご興味のある方は、
東京都行政書士会までお問い合わせください。
（東京都行政書士会のwebサイトからダウンロードできます。）

キャリア教育への取組み

東京都行政書士会では、平成21年から「あらゆる人に法情報提供を」の理念に基づいて、法教育活動を行っています。世の中にある決まりや法律を身近に感じてもらうことを目的として、子供には法教育を、大人には法情報の提供を行っています。

その一環で、令和2年9月12日（土）に港区立笄小学校で行われた「キャリアパスポートデー」で出前授業を行いました。

＼イベントの目的は？／

社会や職業にかかわる様々な体験により子供たちの「出来る力」「極められる力」を伸ばすことを目的としたもので、15の企業・団体が「お仕事についての出前授業」を行いました。東京都行政書士会では、6年生34名に対し「出前授業」を行いました。

どんな授業？

まずはじめにドローンのデモンストレーションを行い、体育館を自在に飛び回るドローンに子供たちの視線が釘付けとなりました。

そして、「ドローンの使用」「ケーキ屋の開店」の二つを題材に、許認可がなぜ必要なのかを皆で考え、それらを実現するため「許認可のプロ」として行政書士が活躍していること、やりがいなどについて紹介しました。

「ドローンっていつでもどこでも使えると思う？」「ケーキ屋さんを開くために何が必要？」といった問いかけに対しては、積極的に挙手・発言がなされるなど、活気ある授業となりました。

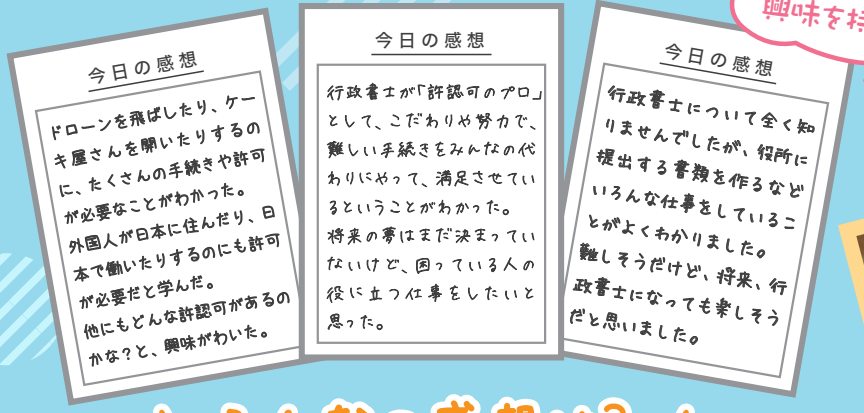

みんなの感想は？

最後に、各自、ワークシートに感想を記入してふりかえりをし、ドローンからの空撮で記念撮影をして出前授業は終了となりました。

ワークシートには、「ドローンやケーキ屋さんに許可が必要ということがわかった」・「将来の夢はまだ決まっていないが人の役に立つ仕事をしたい」・「行政書士になっても楽しそう」といった感想が書かれ、このイベントを通して、世の中のルールへの関心や、自分のキャリアや夢について、また、行政書士への興味関心も持っていただいたようです。

付録

“もしも”の時のお役立ち

“もしも”

家族が亡くなった時の手続きリスト

スケジュール

被相続人の死亡（相続開始）

▼

通夜・葬儀

死亡届の提出　7日以内

▼

遺言書の有無の確認

▼

相続財産の調査・評価

相続人の確定調査

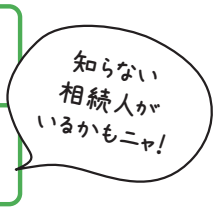

▼

相続放棄・限定承認の手続き　3ヶ月以内

▼

遺産分割協議

相続財産の分割・名義変更手続き

▼

準確定申告　4ヶ月以内

▼

相続税申告・納税　10ヶ月以内

相続とは、ある人が亡くなった時に、
その人（被相続人と呼びます）の財産を
相続人が引き継ぐことです。

家族が亡くなった時の手続きリスト

基本的な届出・手続き

●役所等への手続き

チェック	届出・手続き	手続き先	期限
□	死亡届	亡くなった人の本籍地または 届出人の住所地の市区町村役場	7日以内
□	死体火(埋)葬許可申請書	同上	7日以内
□	世帯主変更届	住所地の市区町村役場	14日以内
□	国民健康保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
□	後期高齢者医療保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
□	介護保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
□	葬祭料もしくは埋葬料の支給申請	住所地の市区町村役場又は 各健康保険組合	2年以内
□	高額療養費の請求申請	住所地の市区町村役場	2年以内
□	年金受給者死亡届	年金事務所	10日以内 (国民年金は14日以内)
□	遺族年金や死亡一時金受給の手続き	年金事務所	2年以内
□	所得税の準確定申告	亡くなった人の住所地の税務署	年金と不動産所得などが あった方の場合、4ヶ月以内
□	医療費控除の還付請求	亡くなった人の住所地の税務署	5年以内
□	パスポート返納	パスポートセンター	遅滞なく
□	運転免許証返納(悪用防止のため)	警察署	

●契約先等への手続き

チェック	届出・手続き	手続き先
□	公共料金の支払い方法変更もしくは停止	電気・ガス・水道会社
□	NHKの名義変更もしくは停止	管轄の営業部・センター
□	固定電話・携帯電話の名義変更もしくは停止	各契約先
□	クレジットカード解約	各カード会社
□	インターネット関係	プロバイダー会社等
□	借地	地主(管理会社)
□	賃貸住宅	家主(管理会社)
□	都営住宅等	住宅供給公社等
□	定期購読・定期購入の停止(新聞・健康食品等)	各会社
□	その他会員・所属団体・サークル等	各会社・団体

●勤務先への手続き(在職中の場合)

チェック	届出・手続き
□	死亡退職届の提出
□	社員証・パソコン等支給物の返却
□	未払い給与、退職金、社内預金等の精算
□	健康保険証の返却

相続手続き

※相続手続きには難しいお手続きもありますので、専門家に依頼すると安心です。
依頼できる専門家は手続きによって異なりますので、お気軽にお問合せください。

チェック	手続きの種類	申請機関等	備考
□	遺言調査	公証役場 （公正証書遺言の場合）	
□	自筆証書遺言の検認	家庭裁判所	
□	相続人の確定のための戸籍調査	各市区町村役場	亡くなった方の出生から死亡までのつながった戸除籍謄本・相続人の全員の戸籍が必要です。
□	亡くなった方の住民票（除票）の写しの取得	各市区町村役場	
□	相続人全員の印鑑登録証明書の取得	各市区町村役場	発行後3ヶ月や6ヶ月以内などといった有効期限が定められているケースがありますのでご注意ください。
□	相続財産調査	各金融機関等	ネット銀行等についても、郵便物や閲覧履歴等にて要調査
□	相続放棄、限定承認をする場合はその手続き	家庭裁判所	3ヶ月以内（自己のために相続があったことを知った時から）
□	（必要な場合のみ）特別代理人・不在者財産管理人・成年後見人選任申立	家庭裁判所	遺言がなく遺産分割協議が必要で、相続人に未成年者・行方不明者・判断能力を欠く方がいる場合
□	相続財産につき相続人全員で協議し遺産分割協議書を作成	—	協議が必要な相続財産があり、有効な遺言が無い場合
□	相続税の申告	税務署	10ヶ月以内（相続の開始があったことを知った日の翌日から）
□	預貯金、株式、投資信託等の払い戻し、解約、名義変更	各金融機関等	
□	生命保険の保険金受取手続き	各生命保険会社	
□	自動車の名義変更	陸運局・ 軽自動車検査協会	
□	不動産の名義変更	法務局	
□	ゴルフ場・リゾート会員権などの名義変更	各契約先	
□	遺留分侵害額請求	相続人・家庭裁判所	1年以内（相続の開始および遺留分の侵害を知った時から）、 もしくは10年以内（相続開始の時から）

※上記はあくまで一例です。故人や家庭の状況により、必要な手続きは変わります。

無料相談会のご案内

東京都行政書士会では、
毎月、都内各地において、行政書士による無料相談会を実施しています。
相談会場は、市区役所などの公的機関となります。相談会場によっては、事前予約が必要なところもありますので、ご注意ください。
なお、下記の無料相談会のご案内は令和3年3月現在のものです。

相談会場	開催日	担当支部
千代田区役所本庁舎 区民相談室	毎月第1、第3火曜日（8月を除く）	千代田支部
中央区役所1階 区民相談室	毎月第3水曜日	中央支部
港区役所本庁舎3階 区民相談室	毎月第3木曜日	港支部
新宿区役所本庁舎 1階ロビー	毎月第1、第3火曜日（祝日を除く）	新宿支部
文京区民センター	毎月第2火曜日	文京支部
台東区役所1階 区民相談室	毎月第2木曜日	台東支部
墨田区役所1階 区民相談コーナー	毎週火曜日（祝日及び年末年始を除く）	墨田支部
江東区役所2階 区民ホール	毎月第3木曜日（祝日を除く）	江東支部
豊洲シビックセンター	毎月第2木曜日（祝日を除く）	
総合区民センター	毎月第3月曜日（祝日を除く）	
江東区役所2階 区民ホール（外国人相談）	毎月第1月曜日（祝日を除く）	
大田区役所1階ロビー	毎月第4木曜日 （但し12月は第3木曜日、祝日の場合は翌日）	大田支部
目黒区総合庁舎本館1階西口 区民の声課 区民相談コーナー	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）	目黒支部
世田谷総合支所（世田谷区役所第3庁舎1階）	毎月第3木曜日	世田谷支部
渋谷区役所庁舎2階 区民相談室	毎月第2、第4金曜日	渋谷支部
杉並区役所1階ロビー	奇数月（1・3・5・7・9・11月）第2金曜日	杉並支部
杉並区役所2階 相談室（予約制）	偶数月（2・4・6・8・10・12月）第2金曜日	
JR高円寺駅北口庚申通り商店街 「庚申文化会館」2階	毎月第4月曜日（8月を除く）	
中野区役所1階「専門相談室」	毎月第3金曜日	中野支部
鷺宮区民活動センター	奇数月第2金曜日	
南中野区民活動センター	偶数月第1金曜日	
豊島区役所本庁舎4階東側「面接・相談室」	毎月第2水曜日	豊島支部
練馬区区民相談所（練馬区役所東庁舎5階）	毎月第1火曜日	練馬支部
石神井庁舎区民相談室（石神井庁舎2階）	毎月第3月曜日	
板橋区立情報処理センター4階 区民相談室	毎月第1、第3金曜日 （祝日及び年末年始を除く）	板橋支部

相談会場	開催日	担当支部
北区役所第一庁舎1階正面玄関ロビー（偶数月） 北区各所のふれあい館等（奇数月）	原則毎月第一火曜日 （具体日はお問合せください）	北支部
荒川区役所3階 区民相談所	毎月第1、第4水曜日（祝日を除く）	荒川支部
足立区役所北館３階 区民の声相談課	平日毎日	足立支部
あだち産業センター（経営者向け相談）	毎月第2水曜日	
葛飾区役所2階区民相談室「遺言・遺産分割協議書」	第1・3火曜日	葛飾支部
葛飾区役所2階区民相談室（外国人相談）	第2金曜日	
江戸川区 グリーンパレス区民センター	毎月第1、第3月曜日（祝日を除く）	江戸川支部
八王子市役所 市民生活課	毎週木曜日（月4～5回）	八王子支部 （八王子市、日野市）
日野市役所 企画部市長公室 市民相談担当	第1金曜日と第3木曜日	
府中市役所 市民相談室	毎月第2木曜日	府中支部 （府中市、多摩市、稲城市）
多摩市役所 市民相談室	毎月第２、第４月曜日	
稲城市役所 市民相談室	毎月第3火曜日	
小平市役所1階相談室	毎月第1月曜日、第3水曜日	多摩中央支部 （小金井市（但し職域の都合により府中市の一部を含む）、小平市）
小金井市役所第2庁舎 1階相談室	毎月第3水曜日	
西東京市田無庁舎 市民相談室	偶数月第1水曜日	田無支部 （西東京市、東村山市、東久留米市、清瀬市）
清瀬市生涯学習センター	毎月第3水曜日	
東久留米市役所 市民相談室	毎月第2水曜日	
東村山市役所本庁舎 1階市民相談室	毎月第3木曜日	
国分寺市役所第４庁舎 1階市民相談室	毎月第3月曜日	国分寺支部
町田市役所1階 市民相談室	毎月第2、第4木曜日	町田支部
調布市役所2階 相談室	毎月第2、第4火曜日	調布支部 （調布市、狛江市）
狛江市役所2階 市民相談室	毎月第1、 第2火曜日（夜間）、第3火曜日	
立川市役所	毎月第2火曜日	立川支部 （立川市、武蔵村山市、東大和市、国立市）
立川市女性総合センター（アイム）5階	毎月第1土曜日	
武蔵村山市役所	毎月第2水曜日	
東大和市役所	毎月第2木曜日	
国立市役所	毎月第2金曜日	
昭島市役所 市民相談室	月1回 毎月第３水曜日	多摩西部支部 （青梅市・昭島市・福生市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・奥多摩町・日の出町・檜原村）
福生市役所 1階市民相談室	月1回 毎月第２火曜日	
青梅市役所3階 301相談室	月1回 毎月第４火曜日	
あきる野市役所 1階市民相談室	月1回 毎月第１金曜日	
羽村市役所 1階市民相談室	月1回 毎月第２火曜日	

無料相談会に関するお問い合わせ先：市民相談センター 03-5489-2411　平日 12:30～16:30

70th ANNIVERSARY

行政書士制度70周年を祝して

令和3年2月22日
東京都行政書士会 会長
常住　豊

本日、令和3年2月22日、行政書士制度は創設から満70年を迎えました。皆様とともに、このような記念すべき佳節を迎えることができましたことを心から慶祝申し上げます。

これまで行政書士制度発展に貢献してこられた役員各位、諸先輩方の皆様、関係各位の並々ならぬ御努力に感謝し、関係各位並びにご支援いただいたに皆様に深甚なる敬意を表しますとともに、衷心より御礼を申し上げます。

行政書士制度は、明治時代初期の太政官布告に始まり、大正時代の代書人制度の法制度化を経て、昭和26年2月22日法律第4号として「行政書士法」の制定公布に至りました。その後、十数次の法改正を経て今日に至ります。70年間の歴史を振り返りますと、行政書士は国民と行政の架け橋として、変遷する社会の要請に応じてより高い知見と専門性を身に付け、活動の幅を広げながら、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し貢献してまいりました。

近年は、ADRや成年後見、法教育、空き家対策にも取り組み、地域に必要不可欠な法律専門職として、都内全域に活動を展開し、日本社会の課題に取り組み社会に貢献しております。

70年の歴史を経た行政書士制度ですが、目下の重要な課題としてコロナ禍における対応があります。政府による緊急事態宣言が発出されたことに対応して、多くの中小企業者や国民の皆様が、感染拡大防止対策として、休業や時短、従業員のテレワークの実施など感染拡大防止と経済活動の両立に苦しみながら協力してまいりましたが、今なお困難の渦中にあります。

今まで行政書士は、東京都の感染拡大防止協力金等や国の持続化給付金申請手続をサポートするなど、多くの方々の事業支援、生活支援等に努めてまいりました。また、来月から申請受付が始まる一時支援金においても、申請代行などの支援や事業確認機関としての役割を通して、コロナ禍の影響を受けた中小企業者を支援してまいります。感染が収束するまでには、なお多くの時間を要することが懸念されますが、今後も様々な形で社会に貢献をしていかなければならないと考えています。

更に重要な課題として、急速なデジタル化への対応があります。行政手続きなど制度のデジタル化によって国民生活が大きく変化し、IT機器に不慣れな高齢者が置き去りにされないよう制度構築に関与していくとともに、東京都行政書士会をあげて都民を支援する体制を整えてゆくことも責務と考えます。

不確実で変化の速い時代の中、ITが進捗する時代においても、都民の生活向上と誤りのない社会の発展に寄与していくことが私たち行政書士の使命であります。伝統ある行政書士制度を次世代に継承し、更なる制度の発展と都民生活の向上に貢献してまいることを表明いたします。

編集後記

今年度はコロナ禍で、イベントが中止となってしまい、例年であれば対外活動としていろいろな場所で広報活動を行えたことが、すべてできなくなってしまいました。
ですが、そんな中でも書面であれば、何かお伝えすることができるのではないかと考え、広報部一同が全力で取り組んで完成させたのが、このプエンテです。
年明けからは、取材に赴くのも少し躊躇するような状況でしたが、感染予防に注意を払いつつ行政書士や関係各所の皆様にも多大なご協力をいただきました。
途中、非常事態宣言も出され、会議もオンラインで行わなければならず、いつもと違う雰囲気の中でタイミングが計れず、意見を言うのも気後れしてしまうような状況にも何とか対応し、まとめ上げることができました。
行政書士以外の方にも、行政書士の業務をもっと知っていただきたい。
そんな願いを込めて、一つ一つ丁寧に作成したこのプエンテをより多くの方に手に取っていただけると幸いです。

最後になりましたが、ご協力くださったすべての皆様に感謝申し上げます。

広報部次長　　半田正美

行政書士とうきょう増刊号 プエンテ［Puente］Vol.12　令和3年3月31日発行　定価500円（送料別）

各種お問い合わせや購入をご希望の方は、東京都行政書士会事務局まで。TEL 03-3477-2881 MAIL info@tokyo-gyosei.com

■編　集
東京都行政書士会広報部
担当副会長　浅野幸恵
編集委員長　榎本　晃
編集委員　半田正美　齊藤敦子
大門則亮　益子光宣
及川弘子　三五政彰
田村　豪　江川さやか
妹尾ひかる　岩田とみゑ
古林孝一　中里　裕

■発行人
東京都行政書士会
会長　常住 豊
〒153-0042　東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881　FAX 03-3463-0669
https://www.tokyo-gyosei.or.jp/

■デザイン･制作
株式会社 DNPメディア･アート
有限会社 ディーエヌデザインセンター
4コマ漫画／イラストレーター 田中伸次

■印刷所
大日本印刷株式会社

本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

行政書士とうきょう増刊号　プエンテ［Puente］ Vol.12　令和3年3月31日発行
■発行人　東京都行政書士会　会長　常住 豊
■編集　東京都行政書士会広報部
〒153-0042　東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881
■印刷所　大日本印刷株式会社
定価500円